

対象作業場の確認について(案)

作業場

(別表第1)

- (1) 鋸打ち機、はつり機、鋳物の型込機等圧縮空気により駆動される機械又は器具を取り扱う業務を行う屋内作業場
- (2) ロール機、圧延機等による金属の圧延、伸線、ひずみ取り又は板曲げの業務(液体プレスによるひずみ取り及び板曲げ並びにダイスによる線引きの業務を除く。)を行う屋内作業場
- (3) 動力により駆動されるハンマーを用いる金属の鍛造又は成型の業務を行う屋内作業場
- (4) タンブラーによる金属製品の研磨又は砂落としの業務を行う屋内作業場
- (5) 動力によりチェーン等を用いてドラムかんを洗浄する業務を行う屋内作業場
- (6) ドラムバーカーにより、木材を削皮する業務を行う屋内作業場
- (7) チッパーによりチップする業務を行う屋内作業場
- (8) 多筒抄紙機により紙をすく業務を行う屋内作業場

備考

労働安全衛生規則第588条に規定する著しい騒音を発する屋内作業場に同じ。

(別表第2)

等価騒音レベルが85dB(A)以上となる可能性が高い以下の作業場

<打撃機構を有する工具、機械を用いた業務を行う作業場>

- (1) インパクトレンチ、ナットランナー、電動ドライバー等を用い、ボルト、ナット等の締め付け、取り外しの業務を行う作業場
- (13) ハンマーを用いて金属の打撃又は成型の業務を行う作業場
- (47) さく岩機、コーキングハンマ、スケーリングハンマ、コンクリートブレーカ等圧縮空気により駆動される手持動力工具を取り扱う業務を行う作業場
 - 打撃機構を有する工具、機械を用いた業務を行うその他の作業場

・圧縮空気又は電気により往復するフリーピストンを内蔵する工具、機械等による騒音が該当する。

・屋外で使用する手持動力工具については、騒音ばく露レベルは、騒音源から対象労働者までの距離に大きく影響を受けるため、当該工具の操作者を空芯に対策を講ずる。

・衝撃音を伴うことが多いため、狭隘な作業場においては、等価騒音レベルに加えて、衝撃音を考慮した聴覚保護具の選定も考慮する。

<回転体を内蔵する工具又は機械を用いた業務を行う作業場>

- (2) 携帯用研削盤、ベルトグラインダー、チップングハンマー等を用いて金属の表面の研削又は研磨の業務を行う作業場

- (16) 丸のこ盤を用いて金属を切断する業務を行う作業場
- (18) 動力により駆動する回転砥石を用いて、のこ歯を目立てする業務を行う作業場
- (45) 裁断機により石材を裁断する業務を行う作業場
- (48) コンクリートカッタを用いて道路舗装のアスファルト等を切断する業務を行う作業場
- (49) チェーンソー又は刈払機を用いて立木の伐採、草木の刈払い等の業務を行う作業場
- (50) 丸のこ盤、帯のこ盤等木材加工用機械を用いて木材を切断する業務を行う作業場

○ 回転体を内蔵する工具又は機械を用いた業務を行うその他の作業場

<金属に強大な力を加えて変形させる工程を含む業務を行う作業場>

- (4) 動力プレス(油圧プレス及びプレスブレーキを除く。)により、鋼板の曲げ、絞り、せん断等の業務を行う作業場
- (5) シャーにより、鋼板を連続的に切断する業務を行う作業場
- (6) 動力により鋼線を切断し、くぎ、ボルト等の連続的な製造の業務を行う作業場

○ 金属に強大な力を加えて変形させる工程を含む業務を行うその他の作業場

<破碎、粉碎する工程又は機械による掘削等を含む業務を行う作業場>

- (43) 岩石又は鉱物を動力により破碎し、又は粉碎する業務を行う作業場
- (44) 振動式スクリーンを用いて、土石をふるい分ける業務を行う作業場
- (46) 車両系建設機械を用いて掘削又は積込みの業務を行う坑内又は建物、壁等で囲まれた狭隘な作業場

○ 破碎、粉碎する工程又は機械による掘削等を含む業務を行うその他の作業場

<内燃機関等の運転の業務を行う作業場>

- (17) 内燃機関の製造工場、修理工場等において、内燃機関の試運転の業務を行う作業場
- (39) 乾燥設備を使用する業務を行う作業場
- (40) 電気炉、ボイラー又はエアコンプレッサーの運転業務を行う作業場
- (41) ディーゼルエンジンにより発電の業務を行う作業場
- (42) 多数の機械を集中して使用することにより製造、加工又は搬送の業務を行う作業場

○ 軌道車の運転等の業務を行う坑内の作業場

○ 内燃機関等の運転の業務を行うその他の作業場

・ のこ歯を目立てする業務を除き、騒音レベルの変動は比較的小さいが、対象物や接触部分の状態（整備状況等）により騒音レベルが大きくなることもある。

・ 屋外で使用する手持動力工具については、騒音ばく露レベルは、騒音源から対象労働者までの距離に大きく影響を受ける。

・ 金属が強大な力を受けることにより騒音を発する。
 ・ 金属が受ける力によっては衝撃音を伴うことがあるため、狭隘な作業場においては、等価騒音レベルに加えて、衝撃音を考慮した聴覚保護具の選定も考慮する。

・ 掘削等に伴う岩石等から発する騒音に加え、エンジンその他の動力による騒音がある。

・ 一般に、近傍で作業する労働者を中心に対策を講ずることとなるが、建物、壁等で囲まれた狭隘な作業場や、坑内の作業場においては、騒音の反射を考慮する必要がある。

・ 内燃機関等の運転に伴う騒音が該当する。
 ・ 内燃機関は、製造又は修理の過程で、工場の外部に持ち出されて試運転の業務が行われる場合がある。

・ 騒音源が大きく相当の容積を占めるため、屋内、屋外を問わず、作業場の範囲を広くとらえる必要がある場合もある。また、狭隘な作業場においては、騒音の反射を考慮する必要がある。

・ 防音室など、受音者側の対策も検討の余地がある。

・内燃機関等の運転状況（負荷等）、整備の状況等により騒音レベルが変わる。

<金属その他の硬質な物を接触させる工程を含む業務を行う作業場>

- (3) ショットブラストにより金属の研磨の業務を行う作業場
- (9) 鋼材、金属製品等のロール搬送等の業務を行う作業場
- (10) 乾燥したガラス原料を振動フィーダーで搬送する業務を行う作業場
- (11) 鋼管をスキッド上で検査する業務を行う作業場
- (12) 動力巻取機により、鋼板、線材を巻き取る業務を行う作業場
- (22) 動力によりガasket等をはく離する業務を行う作業場
- (23) びん、ブリキかん等の製造、充てん、冷却、ラベル表示、洗浄等の業務を行う作業場
- (26) 動力機械による大豆の選別等の業務を行う作業場
- (51) ドラムバーカー、水圧バーカー又はヘッドバーカーにより、木材を削皮する業務を行う作業場（ドラムバーカーについては屋内作業場を除く。）
 - 金属その他の硬質な物を接触させる工程を含む業務を行うその他の作業場

・硬質な物の接触により騒音を発する場所における業務が該当する。

<振動を発生させる業務を行う作業場>

- (19) 衝撃式造形機を用いて砂型を造形する業務を行う作業場
- (20) コンクリートパネル等を製造する工程において、テーブルバイブレータ等により締め固めの業務を行う作業場
- (21) 振動式型ばらし機を用いて砂型より鋳物を取り出す業務を行う作業場
 - 振動を発生させる業務を行うその他の作業場

・振動に伴い騒音を発する場所における業務が該当する。

<金属を溶融する工程又は高圧の流体を噴射させる工程を含む業務を行う作業場>

- (7) 金属を溶融し、鋳鉄製品、合金製品等の成型の業務を行う作業場
- (8) 高圧酸素ガスにより、鋼材の溶断の業務を行う作業場
- (14) 圧縮空気を用いて溶融金属を吹き付ける業務を行う作業場
- (15) ガスバーナーにより金属表面のキズを取る業務を行う作業場
- (36) 高圧水により鋼管の検査の業務を行う作業場
- (37) 高圧リムーバを用いて IC パッケージのバリ取りの業務を行う作業場

・金属の溶融等に関連した騒音のほか、圧縮空気や高圧水等の噴射による騒音を発する場所における業務である。

・噴射ノズルの形状により、音圧レベルが大きく変動するため、工具の改善等も効果がある。

- (38) 圧縮空気を吹き付けることにより、物の選別、取出し、はく離、乾燥等の業務を行う作業場
- 金属を溶解する工程又は高圧の流体を噴射させる工程を含む業務を行うその他の作業場

<騒音を発する特殊な工程を含む業務を行う作業場>

- (24) 射出成型機を用いてプラスチックの押し出し、切断の業務を行う作業場
- (25) プラスチック原料等を動力により混合する業務を行う作業場
- (27) ロール機を用いてゴムを練る業務を行う作業場
- (28) ゴムホースを製造する工程において、ホース内の内紙を編上機により編み上げる業務を行う作業場
- (29) 織機を用いてガラス繊維等原糸を織布する業務を行う作業場
- (30) ダブルツインスター等高速回転の機械を用いて、ねん糸又は加工糸の製造の業務を行う作業場
- (31) カップ成型機により、紙カップを成型する業務を行う作業場
- (32) モノタイプ、キャスター等を用いて、活字の鋳造の業務を行う作業場
- (33) コルゲータマシンによりダンボール製造の業務を行う作業場
- (34) 動力により、原紙、ダンボール紙等の連続的な折り曲げ又は切断の業務を行う作業場
- (35) 高速輪転機により印刷の業務を行う作業場
- その他騒音を発する工程を含む業務を行う作業場

- ・ 工程ごとに、騒音源は様々である。
- ・ 騒音源対策は、作業工程や作業方法に密接に関連する。

<騒音を発する場所における業務を行うその他の作業場>

- (52) 空港の駐機場所において、航空機への指示誘導、給油、荷物の積込み等の業務を行う作業場
- 著しい音響環境下で顧客対応等の業務を行う作業場
 - 騒音を発する場所における業務を行うその他の作業場

- ・ 航空機のエンジン等を騒音源とする場所における作業については、屋外であっても強烈な騒音を発するため、耳栓とイヤーマフを併用することにより、十分な遮音値を確保する必要がある。
- ・ 遊技場ホール、ゲームセンター、ライブハウスなどの音響環境の下で顧客対応等の業務を行う場合が該当する。

注) 番号は、現行ガイドラインに記載されているものをそのまま転記している。

下線_____は、例示部分がやや不十分とみられる箇所、波線_____は、これまでの議論を踏まえ追記を提案する箇所である。